最終更新日:2015年4月1日
アルファグループ株式会社
代表取締役社長 吉岡伸一郎
問合せ先:管理部 松浦孝暢
証券コード:3322
http://www.alpha-grp-co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の適法性および効率性の確保を図るべく、経営上の組織体制を整備し、必要な施策を実施していくことと捉え、「継続的な利益成長」を通して企業価値の最大化を実現するための、経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉岡　伸一郎	847,900	24.35
上　岳史	847,300	24.33
株式会社エクステンド	378,800	10.88
株式会社光通信	313,100	8.99
株式会社マルチメディアネットワーク	171,600	4.92
鷲見　貴彦	130,000	3.73
株式会社SBI証券	126,600	3.63
尾崎　昌宏	27,300	0.78
日本証券金融株式会社	21,600	0.62
鷲見　和美	18,500	0.53

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記事項はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	3 名
社外取締役の選任状況 更新	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役と会計監査人の連携状況
監査役は、会計監査人である東陽監査法人と必要に応じて意見交換会を開催し、業務上や会計上の課題について情報を共有するように努めております。
・監査役と内部監査部門の連携状況
内部監査部門は、子会社を含め定期的に実施している内部監査業務に関して、監査役に対し定期的および随時に内部監査結果を報告し、監査役は報告を受けた結果を業務監査に活用する等の連携を図っております。
また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスへの取組状況、問題点等について監査し、定期的に監査役会に報告する体制となっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松嵜　進	他の会社の出身者													
高橋　雷太	他の会社の出身者													
青村　克彦	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役

e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松嵜　進	○	補足事項はございません。	同氏の経験、経歴、人柄等から判断し、また、当社の業務に精通しているため、当社の社外監査役に相応しいと判断いたしました。 また、同氏は独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反するおそれがなく、その独立性は十分に確保されていると判断し、本人の同意を得た上で独立監査役に指定しております。
高橋　雷太		補足事項はございません。	同氏の経験、経歴、人柄等から判断し、また、当社の業務に精通しているため、当社の社外監査役に相応しいと判断いたしました。
青村　克彦		補足事項はございません。	同氏の経験、経歴、人柄等から判断し、また、当社の業務に精通しているため、当社の社外監査役に相応しいと判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	１名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、優秀な人材の確保と、その流出防止、モチベーションの向上等を通じて企業価値を高めることを目的として、第3回ストックオプションを平成17年6月29日の定時株主総会にて1株211,450円の行使価格で500個発行した内、当社取締役には100個付与しております。
（なお、平成25年10月１日付けで1株を100株とする株式分割を行い、また単元株式数を100株とする単元株制度を採用したため、同日より第3回ストックオプションについては、行使価格は1株2,115円、予約権1個当たりの目的となる株式数100株と変更になっております。）

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

当社の取締役および従業員、子会社の取締役を対象に付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、平成14年6月27日開催の定時株主総会決議にて、取締役全員の報酬総額を年額200,000千円以内としており、平成26年３月期の報酬総額は61,700千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役および監査役の報酬額は、取締役については、代表取締役社長が各取締役と協議して決定し、監査役については監査役間での協議により決定しております。
なお、当社は役員の基本報酬の決定・改定・減額等の方針について定めており、1年ごとに会社の業績や経営内容、役員本人の成果・責任等を考慮し、役員の報酬等の額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理部の担当者が、その役割に応じて社外役員の窓口となり、毎月の会議のスケジュール、会社の重要な決定事項の連絡および書類の発送等を行っております。
また、社外役員にその職務を補助すべき従業員が必要な場合は、業務の専門性、独立性を配慮し、当該従業員の人材選定を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会
取締役会は、業務執行に関する事項を審議決定する機関として、代表取締役1名を含む取締役全員(3名)で構成されており、業務執行に関する重要事項を決定すると共に、法令、定款および取締役会規程等に定められた審議・決定ならびに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。
また、取締役会は代表取締役社長が議長を務め、取締役3名および社外監査役3名が出席し、毎月1回の定時取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

2. 監査役会
監査役会は、監査役全員(3名)で構成されており、監査に関する重要な事項について協議または決議を行っております。
また、定時取締役会(月1回)のほか必要に応じた重要会議への出席、関係者へのヒアリング、契約書、稟議書等の重要文書の閲覧等を通じて、重要な意思決定および業務の執行状況を把握し、経営および管理部門に対する監視機能の強化を図っております。
なお、当社の監査役3名は、全員が社外監査役であります。

3. 経営会議
業務執行に対する意思決定の迅速化を図るため、毎週初めに取締役および部長が集まり、情報共有および職務に関わる意思決定を行っております。

4. 内部監査部門
当社の内部監査部門は1名で構成され、代表取締役社長の承認を得た内部監査年間計画に基づいた定期監査のほか、代表取締役社長から命じられた事項について臨時監査を行っております。
また、監査役および会計監査人との協調、連携を保ち監査を実施すると共に、監査によって明らかになった指摘事項に関しては、改善の指示ならびに改善が確実に行われているか否かのチェックを行い業務改善に努めております。

5. 会計監査人
会計監査人については、東陽監査法人を平成20年6月27日に選任しております。当事業年度の当社の会計監査業務を執行した公認会計士は東陽監査法人に所属しており、井上司、山田嗣也および安達則嗣の3名であります。継続監査年数はいずれも7年以内であります。また、当社の会計監査業務の補助者は、公認会計士3名、その他1名であります。
その他、会計監査人と、会社法第427条1項に規定する契約を締結し、悪意または重大な過失があった場合を除き、会計監査人と責任限度額を取り決める契約を締結しております。

6. 監査役の機能強化に向けた取組状況
当該取組状況につきましては、「2 経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」および「社外監査役の選任状況」に記載しておりますので、ご参照ください。

7. 社外監査役の独立性についての会社の考え方
当社では、社外監査役3名を選任しており、それぞれの経歴・経験を活かし、客観的且つ独立性の高い立場から経営監督機能を果たしていると考えております。
また、内1名は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、当社の経営に対して経験を活かした独立性の高い、取締役の業務執行に対する監督が行えると考えております。
なお、当社は社外監査役3名と、期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条1項に規定する契約を締結し、職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がない場合は、最低責任限度額をして責任を負い、これを超える部分については責任を負わないものとする契約を締結しております。

8. 独立役員の確保の状況
当社は、平成22年6月29日付で、社外監査役1名を本人の同意を得た上で独立役員に指定しております。
なお、同氏は独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反するおそれはございません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、意思決定の迅速化のために監督と執行は分離されるべきではないと考え、委員会設置会社ではなく監査役設置会社を選択しております。
監督という職務においては社外役員に重きを置き、社外監査役を3名選任しております。
当社監査役3名は全員が社外監査役であり、定時株主総会のほか、必要に応じて重要会議に出席し、社外的な観点から適宜意見を述べ、重要な意思決定や業務執行の状況の適法性および妥当性を公正な立場で監視しております。
なお、社外役員の選任方針として、豊富な経験と幅広い見識および専門性を有する適任の者をそれぞれ選任しており、これら社外役員が連携を図っていくことで、取締役相互間でこれまで行っていた業務執行監視がさらに実効性を増すものと考えて現状の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算短信、第2四半期決算短信の発表終了後に各1回定期的に説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、PR資料などは、情報開示後遅滞無く、当社のホームページに掲載しております	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する専門部門には従業員を3名配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社では、役員の中に女性はいないものの、現場のリーダー・マネージャークラスでは約30%を女性が占めており、また、産前産後休暇並びに育児休業を取得し現場に復帰する女性社員も増えております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制を経営の執行者による企業内統治と捉え、コンプライアンスとリスク管理の推進が内部統制システムの中核となるものと認識し、内部統制システムとして代表取締役社長直轄の内部監査部門を設置しており、情報管理をはじめとして業務活動の全般に関して定期的に内部監査を実施しております。内部監査および監査役監査、会計監査人監査の状況については、それぞれの監査計画に基づき実施され、必要に応じ会合を開催する等、監査の実施状況について情報交換を行うよう努めております。

1. コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況
取締役会は、代表取締役1名を含む取締役全員（3名）で構成され、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項を決定すると共に、法令、定款および取締役会規程等に定められた審議・決定ならびに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。
経営の執行については、業務執行に対する責任の明確化と意思決定の迅速化を図るため、毎週初めに開催する取締役、部長が出席する会議にて、情報共有および職務に関わる意思決定を行っております。
監査役については、社外監査役3名であり、定時取締役会、その他重要な会議に必要に応じて出席し、適宜意見を述べ、経営に対する監視機能の強化を図っております。
また、監査役は当社の各部門およびグループ会社の取締役・使用人等からの個別ヒアリングを定期的に行うと共に、内部監査部門との定期的な情報交換、内部監査への同行、会計帳簿、契約書、稟議書等の重要文書の閲覧等を行っております。
なお、当社の監査役は、当社との人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はございません。
会計監査人については、東陽監査法人を選任しており、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時相談・確認を行い、会計処理の透明性と正確性の向上に努めております。
なお、当事業年度の当社の会計監査業務を執行した公認会計士は井上司、山田嗣也、安達則嗣の3名であり、東陽監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務の補助者は、公認会計士3名、その他1名であります。

2. 内部統制システムの整備状況
当社は、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等の取り組みを通じて内部統制システムの運用を図り、また、監査役への報告体制の整備等、監査役による監査の実効性の確保に向けた取り組みを行っており、それらを会社法および社内規程の定めに基づき整備しております。
＜取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制＞
当社の組織が小規模であることを鑑み、代表取締役社長はコンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について、定期的にコンプライアンス会議を開催し、全従業員への啓蒙および教育の徹底を図っております。
＜取締役の職務の執行に関わる情報の保存および管理に関する体制＞
株主総会議事録、取締役会議事録、職務の執行に関わる決裁文書その他の情報については、法令および情報管理・文書管理に関する社内規程に従い、適切な取り扱いを行っております。
＜損失の危険の管理に関する規程その他の体制＞
社内ネットワーク上に内部通報制度、相談室、法務担当への相談窓口を設置し、常にリスクの情報を収集し、危機の早期発見に努めると共に、平時より損失の最小化を図るために、従業員への教育や保険による損失の回避を含め危機対策を行っております。
＜取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制＞
取締役会において、代表取締役社長が議長を務め、経営上の重要事項について迅速に意思決定を行うと共に、業務執行の監督を行っており、適切・効率的な業務執行を推進しております。
また、取締役会における経営・監督を補佐する機能として、取締役会運営を所管する経営企画部門を設置し、取締役職務の効率的な運営を補佐しております。
＜当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制＞
当社は持株会社制をとっており、親会社である当社は経営管理機能を、子会社は営業機能をそれぞれ担っており、この機能分担は当社の企業ミッションを果たす上で最良化を図るためのものであり、この機能分担により一定の独立性を確保しつつ、且つ協力関係を保ちながら、適正に業務を遂行しております。
また、子会社については、当社からの適切な役職員の派遣、密接な情報交換および報告の受領を通じ、業務の適正を確保しております。
＜監査役の職務を補助する従業員および監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制＞
監査役にその職務を補助すべき従業員が必要な場合は、監査業務の専門性、独立性を配慮し、当該従業員の人材選定にあたり常勤監査役と協議することとしております。
監査役が取締役会をはじめとする重要会議に出席できることとしており、取締役および従業員が会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合に、当該事実が速やかに伝わる体制を築いております。監査役に対し、内部監査部門が定期的および随時に監査の状況の報告を行っております。
また、監査役から重要な文書の閲覧、実施調査、報告を求められたときには、迅速且つ適切に対応する体制を整えております。

3. リスク管理体制の整備の状況
当社のリスク管理体制は、リスク管理規程を定めその運用をもって適切且つ迅速にリスクへの対応に努める事はもとより、リスク管理規程に定める事項が発生した場合は、代表取締役社長を委員長とする委員会を設置して経営リスクを最小化していく所存であります。
また、社内ネットワーク上に内部通報制度、相談室、法務担当への相談窓口を設置し、従業員からの声を広く募ると共に、必要に応じて各部門に対してリスクヒアリングを実施し、リスクの見直しおよびリスクの軽減化を図り、リスク発見時に迅速な対応ができるよう管理体制の整備に努めており、税務・法務関連業務に関しては、税理士、弁護士等と顧問契約を結び、随時アドバイスを受けております。

4. コンプライアンス体制の状況
当社は、取締役3名および常勤監査役1名から成るコンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長をコンプライアンス委員長としております。コンプライアンス意識の浸透を図るべく、コンプライアンス委員長が指名したメンバーで構成されるコンプライアンス事務局にて、コンプライアンス体制に係る規程類の作成や教育、社内啓蒙に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、良き企業市民として、より良き社会の実現のため、「市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を排除すると共に、断固として対決する」旨の行動指針を明記し、従業員に周知徹底を行っております。
・反社会的勢力排除に向けた整備状況
＜対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況＞
当社の社内体制としましては、対応の総括部門を管理部とし、事業部毎に相談対応、情報の収集を行う窓口担当を配置し、迅速に対応できる体制を整えております。
＜外部の専門機関との連携状況＞

弁護士と顧問契約を締結しており、必要に応じて反社会的勢力への対応に関する相談やそこからの助言、指導を受けるなど連携を図り、反社会的勢力および団体との関係が発生しないよう努めております。
＜反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況＞
対応総括部門である管理部において、弁護士や、場合によっては警察等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を共有すると共に、かかる情報を社内への注意喚起等に活用しております。
また、当社は社団法人警視庁管内特殊暴力団防止対策連合会に加入しており、担当者は必要に応じて研修を受けております。
＜対応マニュアルの整備状況＞
反社会的勢力への対応方法に関しては、コンプライアンス規程に記載されており、社内への周知を行っております。
＜研修活動の実施状況＞
社内において反社会的勢力に関する状況を共有し、また、対応総括部門である管理部にて啓蒙活動を実施する等、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値を向上させることこそが、最も有効な防衛策であると認識しており、安定的且つ継続的な利益の獲得を通じて「継続的な利益成長」を図っていくことが最優先の課題であると考えております。
しかしながら、当社の経営方針と異なる、または顧客・取引先・従業員その他ステークホルダーの利益を含む当社の企業価値を毀損するおそれのある買収行為が行われる可能性がある場合は、買収防衛策を検討してまいる所存であり、今後防衛策導入を決定した場合には、その詳細について直ちに公表いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、コーポレート・ガバナンスを高い水準に保つことが、当社の株主、顧客、取引先等から信頼され、ひいては企業価値の向上に資するものであると認識しております。したがって、当社ではコーポレート・ガバナンスの更なる充実化に向け、取締役会の監督機能、監査役の監査機能の強化、「企業理念」「経営方針」「社内規程」「業務マニュアル」等の明確化と運用の強化等を図り、経営の透明性を高め適時適正な情報開示に努めていく所存です。

（会社機関の概要図）

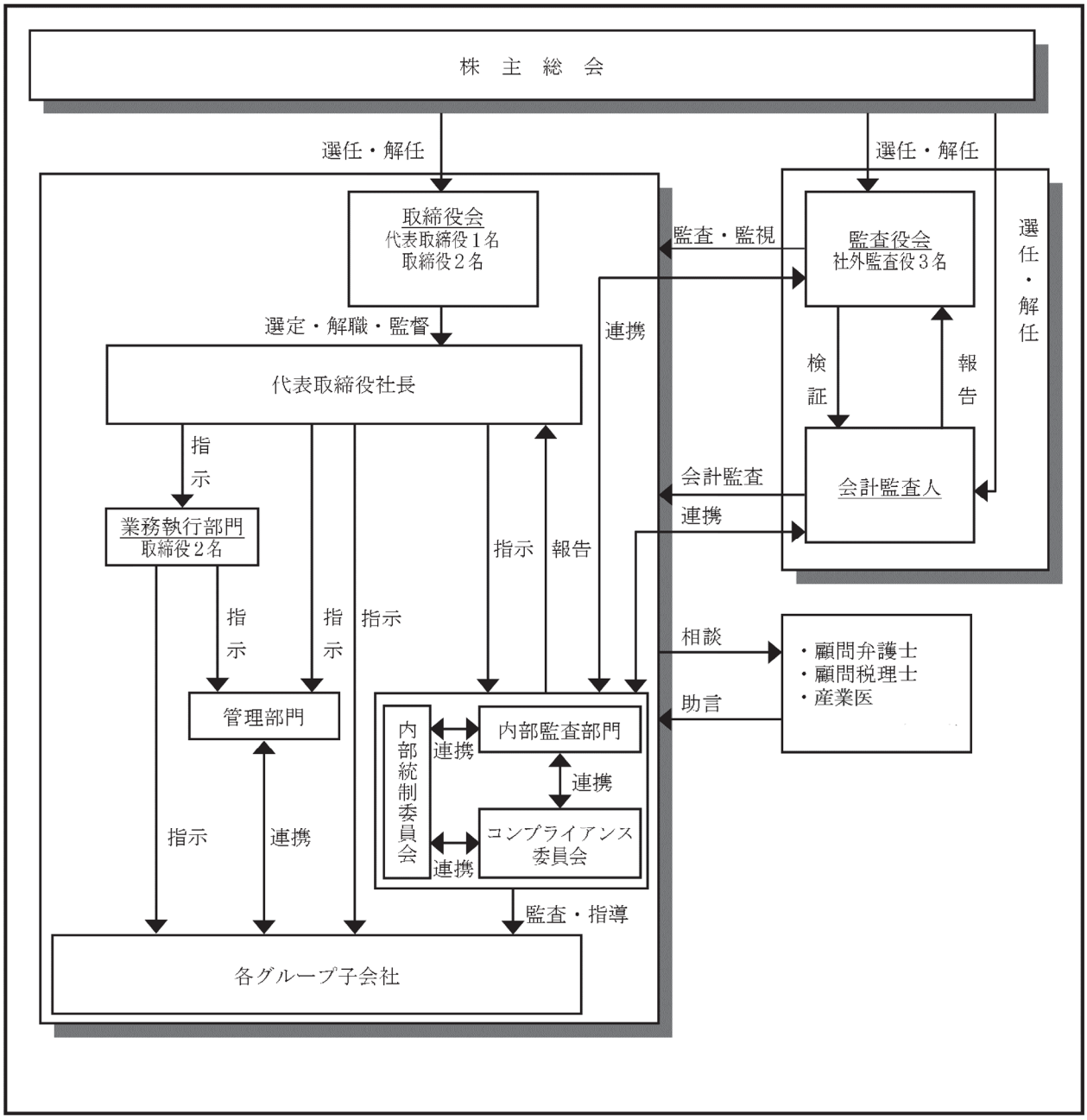
株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
取締役会
代表取締役１名
取締役２名
監査・監視
監査役会
社外監査役３名
選任・解任
選定・解職・監督
連携
検証
報告
代表取締役社長
指示
会計監査
会計監査人
連携
業務執行部門
取締役２名
指示
報告
指示
指示
指示
相談
・顧問弁護士
・顧問税理士
・産業医
助言
管理部門
内部統制委員会
内部監査部門
連携
連携
コンプライアンス委員会
連携
指示
連携
監査・指導
各グループ子会社